

工賃倍増5か年計画支援事業（平成22年度）

(1) 意識改革

① 事業所経営者のための経営意識の向上研修等事業

- 工賃引き上げの取組に未着手な事業所経営者等を対象に、意識啓発等の実施

② 事業所職員の人材育成のための研修等に関する事業

- スキルアップを図るため、事業所職員を対象に企業の作業手法や生産方法等の研修実施

(2) 人材派遣

工賃アップ取組事業所経営改善支援事業

- 経営コンサルタントの派遣等による事業所の経営改善支援

(3) 効果的取組の推進

① 「共同受注窓口」の整備に係る事業

- 複数の事業所による受注、品質管理等の実施

② 工賃引き上げ取組好事例の紹介、説明会

- 事業所の取組成果について、説明会の実施
- 展示・即売会の実施

(4)

情報提供

インターネットを活用した情報の提供

障害者の「働く場」における「工賃」引き上げを促進

○「共同受注窓口」ガイドライン

(1) 対象事業所・施設

都道府県が、障害者の就労支援を行う関係団体、事業所・施設（以下「事業所等」という。）で協議し、理念・目的の共有化を図った上で、これに賛同する事業所等の主体的な参加を募る形が望ましい。

(2) 組織の構成

(運営委員会)

都道府県内の障害者の就労支援を行う関係団体、事業所等、企業団体及び協力企業等、共同受注の取組に賛同する者を構成メンバーとする「運営委員会」による組織運営方式をとる形が望ましい。

本委員会は、共同受注窓口における最高意思決定機関、執行機関であるとともに、官公需・民需の発注拡大のための連絡調整・協議の場としての役割を持つものとする。

(推進委員会)

- ・ 運営委員会の下に、参画する事業所等から選出する専門委員、必要な専門知識・技術等を持った者などで構成する「推進委員会」を設置し、専門的技術等を活用し、製品開発、質の向上（生産・品質管理、技術的指導）、営業活動（販路拡大）などを実施する専門委員会として位置付ける。
- ・ 都道府県の事業所等における専門的技術や技能を持った職員、企業等をリタイヤし、その後の活躍の場を求めている人材など、実効性のある職員や、地域の人材の活用を図ることが望ましい。
- ・ また、多種多様な発注に対応するため、各分野別で委員会を設置することも差し支えない。（例：製造分野、農耕分野、請負分野、食品分野、手工芸分野 等）

(事務局)

専任職員の配置

- ① 統括責任者
→ 事業の企画および各委員会の運営の統括などを担当
- ② 営業責任者
→ 営業活動（販路拡大）、企業情報の集約・分析、事業所等の情報管理などを担当
- ③ 技術支援員（技術支援担当）
→ 製品開発、質の向上（生産管理・品質管理、技術的指導）などを担当

(注1) 必ずしも運営委員会、推進委員会を別々に設置する必要はないが、上記の機能を果たす委員会を設けること。

(注2) 上記の機能について、参画する事業所等以外の法人への委託も可能とする。

(3) 共同受注窓口が行う業務

- ・ 仕事の確保のための営業活動、発注先への発注可能な製品・サービスの提案
- ・ 受注した仕事の分配、材料調達、生産・品質管理、納品までのスケジュール管理
- ・ 登録事業所等への技術的指導、研修等の実施
- ・ 登録事業所等の作業内容・能力の把握、発注先への情報提供
- ・ 協働で作業し、利益を創造する場の提供
- ・ 企業情報の情報集約・分析、企業ニーズの把握